

2007年12月10日

2007年12月7日合同会議に関する意見

委員 浅岡美恵

1 サマータイム制度について（資料1～3）

サマータイム制度の導入の是非は、日本の長時間労働やサービス残業の改善を前提とすべきであり、少なくとも同時になされるべきである。日本経団連はサマータイム制度の導入に積極的なようであるが、そうであれば、同時に、労働時間の短縮、定時退社の確保の方針を明確にし、具体的提案をあわせて提案されたい。サマータイム制度の導入を、日本の労働時間等の問題を解決するきっかけとすべきとの意見も出されたが、そのためには、雇用者側の対応が不可欠であるからである。

また、担当官庁がない実情とのことであるが、労働環境をあわせて改善していくことが必要であり、経済産業省や環境省で取り扱うことは不適切であり、首相直轄の機関で検討すべきである。

なお、サマータイムの導入による削減効果は、資料2によっても143万トン（炭素換算では39万トン）で、同時に生じる少なくない増加要因がある（今回はカウントされていない）。サービス化、働き方の多様化しており、サマータイムの導入によってさらに加速される可能性もある。その場合に、原単位が改善していれば、排出増加としてカウントしないとの考え方は、総量としての排出削減に反することになりかねない。

労働環境という温暖化対策の範疇で解決できない問題の大きさ、困難さ、他方で効果の算定もあいまいであり、1999年の「地球環境と夏時間を考える国民会議」（生産性本部などで結成）の報告によれば、見積もられているだけで1000億円のコスト増があり、交通信号などのハードウェア改造と、各種ソフトウェア改造が見込まれる。緊急の温暖化対策の優先課題とはいえない。ましてや、第1約束機関の目標達成のための優先課題とはいえない。

意識改革に効果があるとするが、鴨田弁護士が資料3で提案するように閉店法も考えられ、夜間に自販機やネオンサインを止める制度も考えられる。いずれもサマータイムのようにコストもかけずに実現する。

2 エネルギー転換と産業部門の削減対策について

(1) 対策量見通しについて

資料5・4の各追加対策について、排出削減量見込みとその根拠を早急に報告すべき。

自主行動計画の追加分1800万トン（3ページ）のうち、今年の「引き上げ」は18業種中11業種が現状で達成済みのレベルを目標が下回っており今後の増加余地を残す、追加性の全く認められないものである。1業種（セメント）は本当に引き上げかどうか不明があった。残りの形の上では「引き上げ」になっている業界についても、例えば電機電子や化学などは生産指標が不明確なので実質引き上げなのか不明である。昨年の「引き上げ」でも多くは現状レベルで追加性なし、電

機電子は生産指標が不明確で、実質引き上げなのか不明である。

これらより、1800万トンを実質削減にはなっていないと考えられ、内容を公表して精査すべきである。

(2) いわゆる中小企業CDMについて(資料5・2)

中小企業の削減を大いに進めるためには、対象事業の追加性の審査要件は甘くてよい。その場合には、仮にクレジットが出るとすれば甘いものにならざるをえないので、それを大規模事業所が自己の削減に使うことは許されない。クレジットを大規模事業所の削減と等価交換することを許すのであれば、対象事業の要件は相当厳格にしなければならない。しかし、それでは中小事業者の削減は大きくは進まないであろう。

投資回収年について、資料5・2の13ページでは「一般に中小事業者が設備投資において許容し得る投資回収年である2年を上回ることが実証できる」こととし、資料5・4の4ページには3年となっている。投資回収年2・3年が省エネ投資がなされるか否かの分岐点であれば、中小企業に対しては、補助事業プラスきめ細かな省エネ診断などが妥当ではないか。

中小企業が自らの省エネ達成度を自ら判断するために、同業種の大規模事業所のエネルギー原単位(トップランナー工場の値や、工場ごとの分布)などが大いに参考になる。このデータは経済産業省が省エネ法の定期報告で保有しており、公表されれば中小企業の対策を進める際にも大いに役立つであろう。

2. 業務・家庭の削減対策

(1) 現状認識(2ページ) 経済産業省の施策(資料5・3, 5・4)

2ページに部門別エネルギー消費が示され、産業は石油ショック以来増えていないが、民生は2.6倍、運輸は2.1倍になったとしている。電力配分後だけでなく、配分前の部門別排出増加の割合を示されたい。

同図では、部門別の活動量が示されていない1973年時点では、産業は浪費型成長のまっただ中にあり、その後1990年までは生産を伸ばしながらエネルギー量を一定に保ったが、1990年以降は生産が増えないのにエネルギー消費量が減っていない。90年以降の原単位悪化の実態を示すべきである。

他方、1973年当時の自動車保有台数は、現在の3分の1で、貨物の割合が高い状態であり、業務床面積は2.6分の1、家庭は電気冷蔵庫、カラーテレビ、電気洗濯機がようやく普及したところであって、エアコンの普及は4~5軒に1台という程度であった。民生・運輸部門は途上段階にあったというべきであり。これと比較して民生部門の排出が増加したというのは、途上国の排出増加を強調してこれを削減すべきとする主張に通じる考え方ではないか。

(2) 新築建築物の断熱水準の確保

資料4(8、11、12ページ)においても示されているように、住宅では「現在の低い消費水準」や「低廉なエネルギー価格」のため「省エネ投資のためのインセンティブは消費者に発生しにくい」(資料4の11ページ)。経済産業省の資料5・4の12ページでも、新築住宅の省エネ基準適合率30%と低いままであり(しかもこれは何に対する30%なのか検討する必要がある)、大幅な引き上げのためには、居住の快適性の向上を周知させ、床面積2000平米未満の小規模建築を含めた規制化とが必要である。

業務ビルにおいても、「初期投資の節減」というインセンティブのため「低い省エネ水準」にとどまり、「放任された市場メカニズムの限界」によりなかなか自主的に省エネが進まない。床面積2000平米未満の小規模建築を含めた規制化が必要である。

(3) 既築建物について(資料4)

既存建築物のうち、賃貸建築物については全て断熱基準レベルを公表させるべきである。この公表は宅建業法の重要事項に加えるべきである。

また、大口業務においては、ベンチマーク(資料4では15ページ)床面積あたりの排出量やエネルギー消費量を公示するしくみが必要である。また、大口については建物オーナーと入居者が異なる場合を含め、「エネルギー消費実績の公開」(資料4では15ページの社会情報発信)は速やかに取り組むべきである。

比較的大口の建築物の一部には、国や自治体の建築物がある。まず、これらのエネルギー原単位、CO₂原単位はただちに公表し、当該建築物の対策の進捗点検だけでなく、地域の民間事業者の参考になるようデータを提供すべきである。エネルギー原単位、CO₂原単位の小さい優良事業所は、どのような建築上の工夫があるのか、空調その他の設備はどのようなものを使っているのか、自然エネルギーはどういう使用か、などを情報提供して参考に供すべきである。欧州の自治体では建物を格付けして張り出すディスプレイキャンペーンなどもあり、日本でも国・自治体の建物で導入していくことは、国民の意識改革としても効果的である。

(4) いわゆる「1人1日1kg」について(資料5-3 12ページ)

断熱住宅の規制化方針が未だに示されず、家電の小型化の政策もない中で、浪費住宅・大型家電普及をいわば前提にしたままで、使う側の努力を求めるキャンペーンを継続するのは問題である。しかも、単に削減目標量を人口で割ったに過ぎない指標を用いてキャンペーンするのは意味がない。

建築業者、製造業者に省エネ住宅・省エネ&小型機器の供給を義務づけた上で、省エネ商品とエネルギー浪費製品の選択を求める、きめ細かな無料省エネ診断窓口を各自治体に設置するなど、建物と機器の効率を徹底的に上げていく政策にきりかえるべきである。

3 新エネルギー普及政策のRPS法(資料5-3及び資料5-4)

義務量が電力全体の1%程度にすぎないことを明記すべき。また、バンキング量も記載すべき。

前々回の審議会の議論で、自然エネルギー対策にはかなりの削減余地があること、にも関わらず主として政策に問題があるために現状の低い目標ですら達成が困難とされ、その不足量は約1000万トンであることが明らかになった。第一約束期間内に自然エネルギー普及量を大幅に引き上げる（例えば10%）抜本的な対策強化のため、当審議会で自然エネルギー普及制度を議論すべき。

4. 進捗管理について（資料7）

省庁ごとに進捗管理を行うのでは、これまでの延長線を越えることができない。省庁の壁を越えた体制が必要である。

毎年の対策量や関連活動量をできるだけ早く集約し、不足が明らかになり次第、追加対策の議論が出来るようにすべきである。年度単位の不足が不明であっても、中間時点の不足分がわかれば定期的に報告がなされるべきである。たとえば原発の停止があれば、87・88%の設備利用率を想定した排出量と、当該月の排出量との差、つまり超過分が毎月報告できるはずである。

なお、この進捗管理が楽観論に基づいていたら早期対策の判断が出来ない。不足分は対策の不確実性を考慮し、不足量に幅が考えられれば大きい不足量を想定し、追加対策を判断すべきである。